

茨城県高圧ガス事故措置要綱

昭和61年	4月	1日	制定
平成25年	1月	24日	全面改正
平成26年	1月	29日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成31年	1月	1日	一部改正

茨城県防災・危機管理部消防安全課産業保安室

茨城県高圧ガス事故措置要綱

1 総則

この要綱は、県内において高圧ガス保安法（以下、「保安法」という。）及び石油コンビナート等災害防止法（以下、「石災法」という。）の適用を受ける事業所等（以下、「事業所等」という。）において事故、大規模事故及び異常な現象が発生した場合、消防安全課産業保安室（以下、「産業保安室」という。）、各県民センター環境・保安課、日立商工労働センター（以下、「県民センター」という。）及び権限移譲市（以下、「関係市」という。）における通報連絡体制並びに対応処置等を定め、事故に伴う業務を迅速、適正に処理することを目的とする。

なお、経済産業省（以下、「経産省」という。）及び関東東北産業保安監督部（以下、「監督部」という。）への通報・報告並びに対応処置等は、この要綱の定めによるほか、経産省の定めた高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（以下、「経産省事故対応要領」という。）によるものとする。

2 事故の定義、分類、事故措置区分及び措置基準

(1) 事故の定義

この要綱における「事故」とは、保安法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次のア～キに掲げるものをいう。更に「大規模事故」とは次のク、ケに定めるものであってコンビナート防災本部の対応する事故を除く。なお、保安法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

※移動式製造設備であって液化石油ガス法第37条の4の充填設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において事故が発生した場合にあっては、高圧法の事故に該当しないものとする。

- ア 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ。）
- イ 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）
- ウ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）ただし、以下のいずれかの場合は除く。

(ア) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合

(イ) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

- エ 破裂・破損等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）
- オ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）
- カ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき
- キ その他
- ク 火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であって、更に災害の拡大が予測される事故
- ケ 毒性ガスの漏えい等により住民への被害が生じるおそれのある事故

(2) 異常な現象の定義

この要綱における「異常な現象」とは、石災法第23条第1項に規定する事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象をいう。

(3) 事故の分類

事故の被害状況により次のとおり分類する。

ア A級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

- (ア) 死者（事故発生後5日（120時間）以内に死亡が確認された者（自殺者本人を除く。）をいう。以下同じ。）5名以上の事故
- (イ) 死者及び重傷者（中毒等，外傷を伴わない者を重症者といい，事故発生後，30日以上の治療を要する負傷した者（自殺未遂者を除く。））をいう。以下同じ。）が合計して10名以上の事故であって，（ア）以外のもの
- (ウ) 死者及び負傷者（中毒等，外傷を伴わない者を軽症者といい，事故発生後，30日以上の治療を要する負傷した者（自殺未遂者を除く。））をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって，（ア）及び（イ）以外のもの
- (エ) 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊，倒壊滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故
- (オ) 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって，大災害に発展するおそれがある事故
- (カ) その発生形態，災害の影響程度，被害の態様（第三者が多数含まれている場合，テロによるもの等），テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響が大きい（※1）と認められる事故
（※1：NHK全国放送，民間全国放送，全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

イ B級事故

A級事故以外の事故で次の「B1級事故」又は「B2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) B1級事故

- (ア) 死者1名以上4名以下の事故
- (イ) 重傷者2名以上9名以下の事故であって，（ア）以外のもの
- (ウ) 負傷者6名以上29名以下の事故であって，（イ）以外のもの
- (エ) 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故
- (オ) その発生形態，災害の影響程度，被害の態様（第三者が含まれている場合等），テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響が大きい（※2）と認められる事故
（※2：NHK全国放送，民間全国放送，全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

2) B2級事故

同一事業所において，A級事故，B級事故又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（高压ガスに係る事故に限る。）

ウ C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故であって，次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) C1級事故

- (ア) 人的被害（負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下）があつた事故
- (イ) 爆発，火災又は破裂・破損等が発生した事故
- (ウ) 毒性ガスが漏えいした事故
（毒性ガスとは，一般高压ガス保安規則第2条第1項第2号，コンビナート等保安規則第2条第1項第2号，冷凍保安規則第2条第1項第2号の毒性ガスをいう。）
- (エ) （ア）から（ウ）までのほか，反応暴走（※3）に起因する事故又は多量漏えい（※4）が発生した事故
（※3：反応暴走とは，設備等の温度，圧力，流量等が異常な状態になった際に，自動的に作動する安全装置，通常の手順に則り操作する制御装置等によっても制御不能な事象等であって，爆発，火災，漏えい又は破裂並びに破損の発生を防止するため，直ちに緊急の保安上の措置を必要とするものをいう。）
（※4：多量漏えいとは，設備等からのガスの漏えいであって，ガス漏えい検知警報設備

等の作動により附近の作業員に退避を勧告する程度のもの、事業所の敷地外に漏えいしたもの、又は、設備等からのガスの漏えい（不活性ガスの微量な漏えいを除く。）を覚知後に、設備等の停止等の措置を講じても漏えいが継続したことにより、追加措置を講じたものをいう。）

2) C2級事故

C1級事故以外の事故

(4) 事故対応区分

事故通報及び事故時の措置は表1の「事業所等区分」に応じて「事故対応区分」により行う。なお、事業所等の区分が困難な場合は産業保安室と県民センターで協議のうえ、事故措置を講ずる。

(5) 緊急措置命令

緊急措置命令に係る発出基準、命令内容、発出フローは（別紙）による。

3 通報連絡体制

(1) 事業所等における事故通報及び連絡体制

- ア 事故発生時の通報・連絡先は、原則として、表1「事故対応区分」の事故対応区分による。
- イ 事業所等の事故通報担当者は、事故発生後直ちに別図1の連絡体制により、産業保安室、県民センター又は関係市に次に掲げる事項を電話で通報するとともに「事故発生報告書」（別紙参考様式）の①から⑨に掲げる項目をまとめてファクシミリで送信する。
- ウ 休日・夜間については、宿日直担当職員に電話で事故発生を通報するとともに「事故発生報告書」（別紙参考様式）の①から⑨に掲げる項目をまとめてファクシミリで送信する。
- エ 第2報以降の通報は、状況の変化に応じて事故の概要、事故の原因、応急措置の内容について逐次報告する。
- オ 第2報以降の事故情報の報告先について通報先から指示があった場合は、以後それに従う。
- カ 事業者等は事故の詳細な内容及び発生原因などについて調査し、事故届を通報先に提出する。

(2) 産業保安室における事故通報及び連絡体制

- ア 事故の通報を受けた事故担当職員は、直ちに産業保安室長（以下、「室長」という。）及び産業保安室長補佐（以下、「室長補佐」という。）に口頭で連絡するとともに「事故発生報告書」をとりまとめる。
- イ 事故担当職員は原則として発災事業所を担当する職員とし、このものが不在の場合は同様の事業所を担当する職員が対応した後、発災事業所を担当する職員が対応可能となり次第引き継ぐものとする。（以下県民センター、関係市においても同じ。）
- ウ 休日・夜間の事故については、宿日直担当職員から連絡を受けた室長または室長補佐が事故担当職員に連絡し、事業所と連絡をとる。
- エ 室長補佐は、（別図2）の連絡体制により室内及び関係課所に周知する。
- オ 室長は、（表2）及び（別図2）により、消防安全課長（以下、「課長」という。）及び防災・危機管理部長に報告する。
- カ 事故担当職員は、直ちに事故発生を監督部に電話で連絡するとともに、「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。ただし、休日・夜間の場合は、直ちに「事故発生報告書」をファクシミリで送信し、電話連絡は「経産省事故対応要領」に基づき行うものとする。
- キ 事故担当職員は、第2報以降の事故情報を「経産省事故対応要領」に基づき経産省及び監

督部に連絡・報告する。

- ク 事故担当職員は、発生した事故が課内別グループ、関係課及び関係機関（以下、「関係課等」という）の業務に関する場合は（別図2）により関係課等に電話で連絡するとともに、「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。
- ケ 事故担当職員は、直ちに事故発生を事故発生事業所等の所在地を管轄する県民センターに電話で連絡するとともに、「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。
- コ 県民センターが所管する事業所等の場合は、事業所等に対し、以後の通報・報告を県民センターにするよう指示し、県民センターに事故対応について引き継ぐ。ただし、休日・夜間の場合は、県民センターに引き継いだ後、事業所等に対し指示する。
- サ 第2報以降の事故情報は、状況の変化に応じて上記イからコまでと同様とする。
- シ 報道機関の対応は、原則として室長又は室長補佐が行うものとする。
- ス 事故に該当しない異常な現象の報告が消防本部より消防組織法に基づく「火災・災害等即報要領」で定める「第2号様式（特定の事故）」によりあった場合は、消防本部からのファクシミリに産業保安室の報告者を記載したうえで監督部にファクシミリで送信する。休日・夜間は「石油コンビナート事故初動対応マニュアル（宿日直者用）」に基づき宿日直担当職員が対応する。

（3）県民センターにおける事故通報及び連絡体制

- ア 事故の通報を受けた事故担当職員は、直ちに県民センターにおける緊急連絡体制により、関係職員に周知するとともに、「事故発生報告書」をとりまとめる。
- イ 事故担当職員は、直ちに事故発生を産業保安室に電話で連絡するとともに「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。
- ウ 産業保安室が所管する事業所等の場合は、事業所等に対し、以後の通報・報告を産業保安室にするよう指示し、産業保安室に事故対応について引き継ぐ。
- エ 第2報以降の事故情報は、状況の変化に応じて逐次産業保安室に電話及びファクシミリで連絡する。
- オ 事業所等から事故届の提出があった場合はその写しを産業保安室に送付する。

（4）関係市における事故通報及び連絡体制

- ア 事故の通報を受けた事故担当職員は、直ちに関係市における緊急連絡体制により、関係職員に周知するとともに、「事故発生報告書」をとりまとめる。
- イ 事故担当職員は、直ちに事故発生を産業保安室に電話で連絡するとともに「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。
- ウ 第2報以降の事故情報は、状況の変化に応じて逐次産業保安室に電話及びファクシミリで連絡する。
- エ 事業所等から事故届の提出があった場合はその写しを産業保安室に送付する。

4 事故時の措置

産業保安室及び県民センターは、表1の「事故対応区分」により事故措置を講ずる。

（1）産業保安室における事故時の措置

産業保安室における事故措置は、次により行う。

- ア 事故の通報を受けた場合、室長は担当者を速やかに現場に出動させ、イに掲げる措置を講

じさせるものとする。ただし、小規模な事故であって人的被害の伴わないものを除く。

- イ 現場においては、事故の態様に応じ、次の措置を講ずる。
 - (ア) 事故状況を調査し、室長へ報告する。
 - (イ) 事故拡大防止のため、発出基準に基づき事業所等に対し口頭で緊急措置命令を行う。
 - (ウ) 経産省、監督部職員が現地調査を実施している場合は、それに協力する。
- ウ 休日・夜間の場合も、上記ア、イに準じ現場に出動する。また、現場に出動している者以外の者は、必要に応じ産業保安室に集合し、所要の対策を講ずる。
- エ 事故現場の状況により、必要に応じて県民センターに出動を要請する。
- オ 産業保安室は、県民センターから出動の要請があった場合には、現場に出動し共同して事故措置を講ずる。
- カ 産業保安室は、事故の状況の変化に応じて、調査、指示、命令等適切な措置を講ずる。
- キ 産業保安室は、事故に伴い死者又は多数の負傷者が発生した場合又はテレビ新聞等の取扱いにより著しく社会的影響が大きいと認められる場合には、業務報告を行うと共に、必要に応じて県政記者クラブに資料提供を行う。
- ク 大規模事故発生時は課長を班長、室長を副班長として（表3）の事故対策班を編成する。
 - (ア) 事故対策班の対応係及び情報係には原則として産業保安室職員を当てる。
 - (イ) 事故対策班の現地係には産業保安室職員のほか、必要に応じて県民センター職員を当てる。
 - (ウ) 事故対策班は（表3）により必要な措置を講じる。
 - (エ) 事故対策班が扱う情報の内容と収集元及び提供先は（表4）及び（表5）による。

（2）県民センターにおける事故措置

県民センターにおける事故措置は、次により行う。

- ア 事故の通報を受けた場合、課長は担当者を速やかに現場に出動させ、イに掲げる措置を講じさせるものとする。ただし、小規模な事故であって人的被害の伴わないものを除く。
- イ 現場においては、事故の態様に応じ、次の措置を講ずる。
 - (ア) 事故状況を調査し、課長へ報告する。
 - (イ) 事故拡大防止のため、発出基準に基づき事業所等に対し緊急措置命令を行う。
 - (ウ) 経産省、監督部職員が現地調査を実施している場合は、それに協力する。
- ウ 勤務時間外の場合も、上記ア、イに準じ現場に出動する。また、現場に出動している者以外の者は、必要に応じ県民センターに集合し、所要の対策を講ずる。
- エ 事故現場の状況により、必要に応じて産業保安室に出動を要請する。
- オ 県民センターは、産業保安室、関係市から出動の要請があった場合には、現場に出動し共同して事故措置を講ずる。
- カ 県民センターは、事故の状況の変化に応じて、調査、指示、命令等適切な措置を講ずる。
- キ 大規模事故発生時は必要に応じ産業保安室の編成する事故対策班の現地係として措置を講ずる。
- ク 緊急措置命令を発出した場合はその写しを産業保安室に送付する。

5 その他

（1）関係市において取ることが望ましい通報連絡以外の事故時の措置

関係市における事故措置は、次により行う。

- ア 事故の通報を受けた場合、所属長は担当者を速やかに現場に出動させ、イに掲げる措置を

- 講じさせるものとする。ただし、小規模な事故であって人的被害の伴わないものを除く。
- イ 現場においては、事故の態様に応じ、次の措置を講ずる。
- (ア) 事故状況を調査し、所属長へ報告する。
 - (イ) 事故拡大防止のため、発出基準に基づき事業所等に対し緊急措置命令を行う。
 - (ウ) 産業保安室、県民センター職員が現地調査を実施している場合は、それに協力する。
- ウ 勤務時間外の場合も、上記ア、イに準じ現場に出動する。また、現場に出動している者以外の者は、必要に応じ関係市に集合し、所要の対策を講ずる。
- エ 事故現場の状況により、必要に応じて産業保安室及び県民センターに出動を要請する。
- オ 関係市は、県民センターから出動の要請があった場合には、現場に出動し共同して事故措置を講ずる。
- カ 関係市は、事故の状況の変化に応じて、調査、指示、命令等適切な措置を講ずる。
- キ 緊急措置命令を発出した場合はその写しを産業保安室に送付する。

表1 事故対応区分

事業所等の区分		事故対応区分
高圧ガスを製造する者	第一種製造者（冷凍に係るものを除く。）	産業保安室
	第一種製造者（冷凍に係るものに限る。）	産業保安室(県央地区)
	第二種製造者	県民センター(県央地区以外)
高圧ガスを貯蔵する者（第一種貯蔵所，第二種貯蔵所に限る。）		産業保安室
高圧ガスを販売する者		産業保安室(県央地区)， 県民センター(県央地区以外) 又は関係市
高圧ガスを移動する者		産業保安室
高圧ガスを消費する者	特定高圧ガス消費者	産業保安室(県央地区) 県民センター(県央地区以外)
	その他の消費者	
その他高圧ガスを取り扱う者		県民センター(県央地区以外)

※大規模事故及びA・B1級事故については産業保安室も共同して対応する。

表2 庁内事故報告区分

事故内容	報告先
A・B1級事故のうち人的被害を伴うもの及びB2・C1・C2級事故のうち本県において社会的影響が大きいもの（※） ※ここでいう「本県において社会的影響が大きいもの」とは、NHK水戸放送局，地方紙等で報道がなされている場合をいう。	防災・危機管理部長 消防安全課長
上記以外	消防安全課長

表3 事故対策班の編成

編成	対応内容
対応係	緊急措置命令の発出に係る事務作業，業務報告及び提供資料の作成を行う。
情報係	現地係・市町村・消防・警察等からの情報を収集・整理する。 関係課・市町村等へ情報を提供する。
現地係	現地での情報収集，措置等の伝達を行う。

表4 情報収集元，内容一覧

収集元	収集内容
現地係	災害の現状，周辺への影響，マスコミの取材状況
市町村（関係市に限らない）	住民対応状況，その他災害対応状況
消防	消防活動状況，死傷者数，災害の現状
警察	周辺の交通規制

表5 情報提供先，内容一覧

提供先	提供内容
防災・危機管理課，県警本部警備課	全般
市町村（関係市に限らない）	住民対応関係
原子力安全対策課	原子力施設関係
薬務課	毒劇物関係
環境対策課	環境への影響
港湾課，河川課	港湾，河川関係

(別紙参考様式)

事故発生報告書 (第 報)

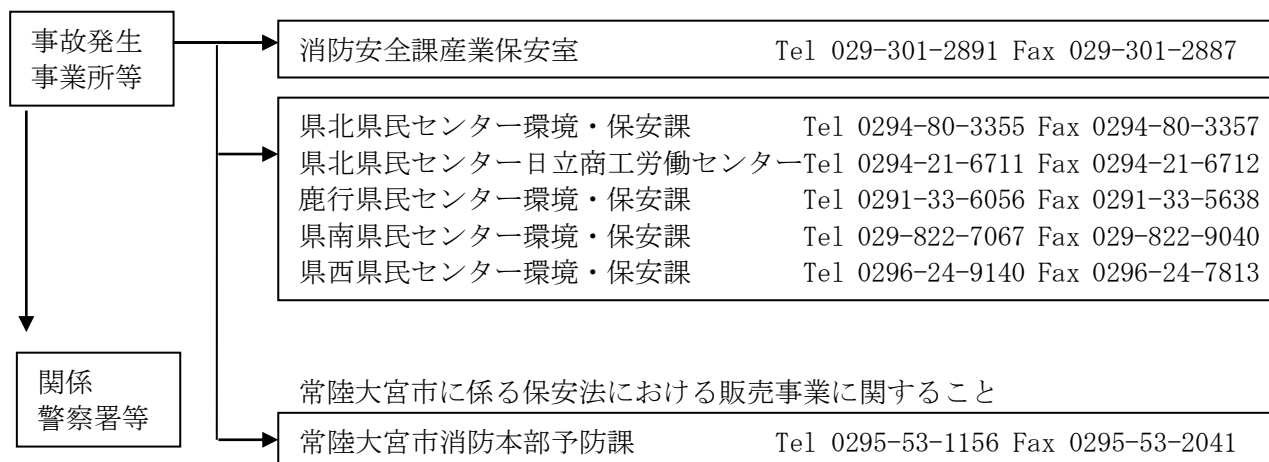
[年 月 日 () : 現在]

発 信 者	事業所名		氏 名																					
	電 話		Fax																					
※ 件名				整理番号																				
①事 故 の 種 類	爆発 ・ 火災 ・ 漏洩 ・ 破裂 ・ 盗難 ・ ()																							
②発 生 日 時	平成 年 月 日 () 時 分																							
③発 生 場 所	(名 称) (所在地) (連絡先) 担当 : 電話 : - -																							
④発 生 施 設	(施設名) (法適用) ・ 高圧ガス法 ・ 石災法 ・ ()																							
⑤事 故 の 状 況	・ 進行中 (拡大 ・ 縮小) ・ 終息 ・ ()																							
⑥被 害 の 状 況	人的被害 (あり ・ なし) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>従業員</th><th>協力会社</th><th>住民</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>死 者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>軽傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr></tbody></table> 物的被害				区分	従業員	協力会社	住民	計	死 者				人	重傷者				人	軽傷者				人
区分	従業員	協力会社	住民	計																				
死 者				人																				
重傷者				人																				
軽傷者				人																				
⑦事 故 の 概 要																								
⑧事 故 の 原 因																								
⑨応急措置の内容 (事 業 所)																								
※県の応急措置																								
※法令違反の有無	なし ・ あり () ・ 調査中																							
※今後の対応等																								
※ 備 考																								
受 信 者 (産業保安室)		※ 受信時間	月 日 時 分																					

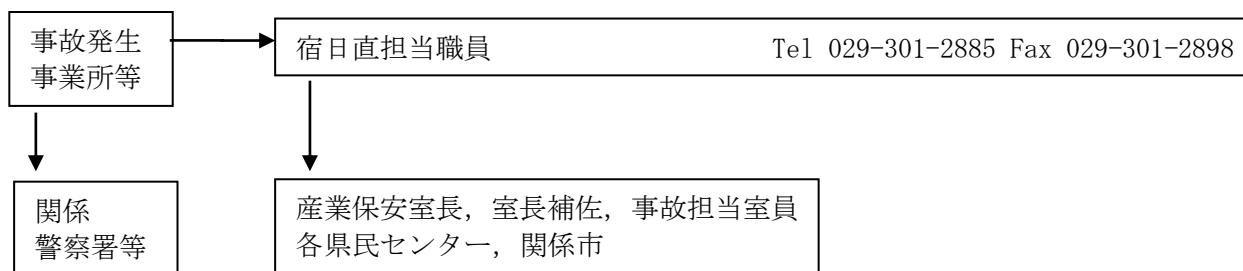
※印の項は、記載しないで下さい。

別図1 高圧ガスに係る事故時連絡体制

1. 平日 (月曜～金曜 8:30～17:15)

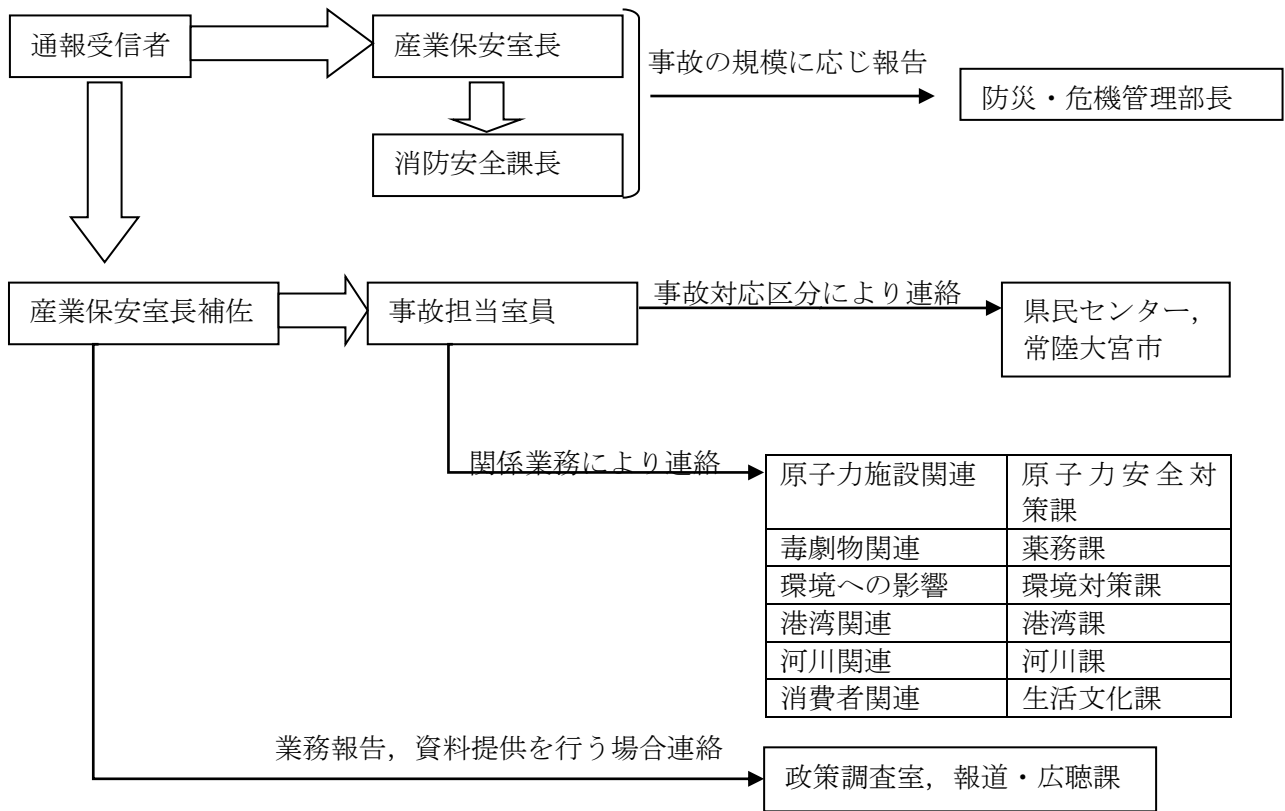


2. 休日・夜間 (平日以外)



※休日・夜間における宿日直以降の連絡体制については別に定める。

別図2 産業保安室における事故時の関係課所連絡体制



上記図中, は常時連絡, は場合により連絡する。

(別紙) 緊急措置命令

1 発出基準

次に掲げる場合であって、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、保安法第39条に基づく緊急措置を命じる。

- (1) 事故により、火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であって、更に災害の拡大が予測される
とき
- (2) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測
されるとき
- (3) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生する
おそれがあるとき

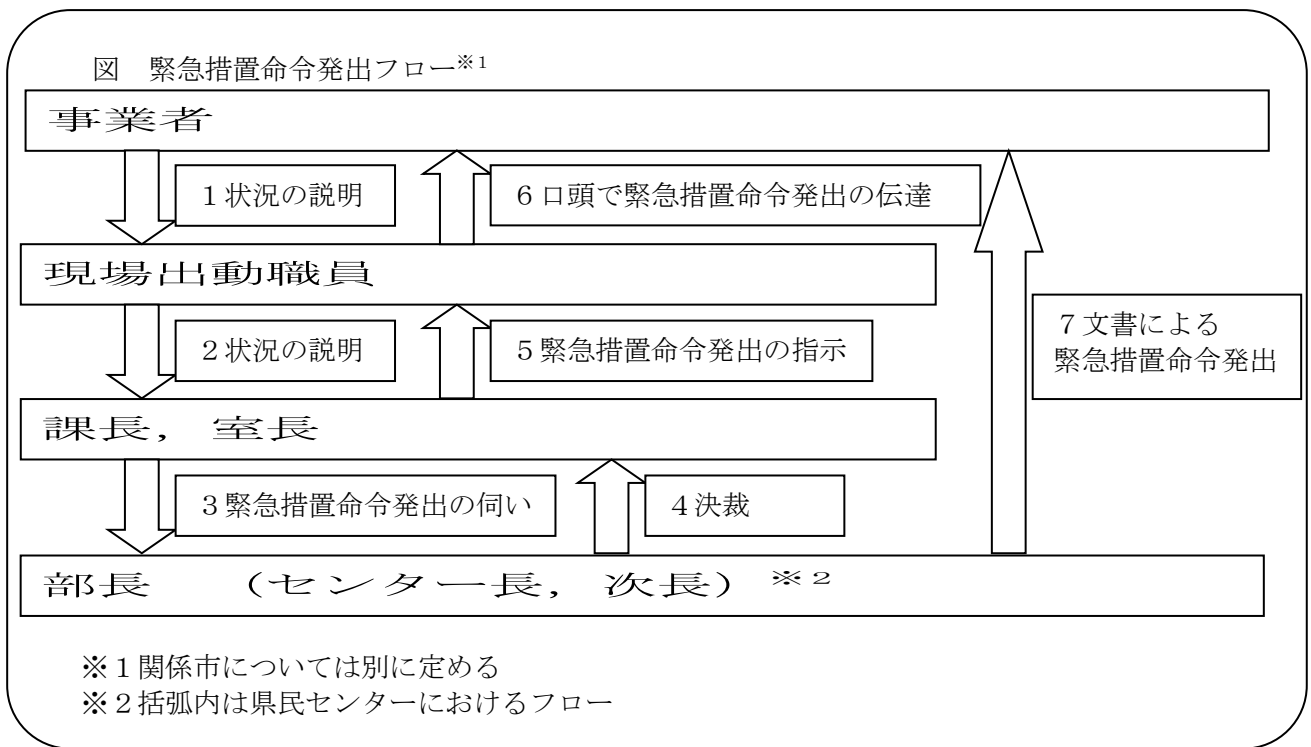
2 命令内容

緊急措置命令は主に次に掲げる内容について期間及び対象を定めて行う。

- (1) 施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。
- (2) 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- (3) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

3 発出フロー

緊急措置命令発出に係る手順を下図に定める



様式第58（一般則第98条関係）
 様式第57（液石則第96条関係）
 様式第46（冷凍則第68条関係）

		×受付入力	年 月 日	×担当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
事故届書	一般 液石 冷凍	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
氏名又は名称 （事業所の名称又は 販売所の名称を含む。）				
住所又は事務所（本社）所在地	〒 ー			
事業所所在地	〒 ー			
事故発生年月日				
事故発生場所				
事故の状況	別紙のとおり			

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事 殿

連絡先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所
	F a x 番号			ー

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自書するものとする。